

平成31年2月13日

入札参加資格名簿登録者各位

豊川市総務部契約検査課長

### 市内業者優先発注等について

豊川市では、建設工事の発注にあたりまして、地域経済の健全な発展、また、市内業者の育成、地域における雇用の確保の観点から、市内業者への優先発注に努めています。

本市の入札参加資格者名簿登録者各位におかれましては、このような本市の取り組みについてご理解とご協力をいただき、本市発注の建設工事を受注された際には、下記事項について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 本市発注工事の実施に際して下請発注される場合は、市内業者を優先して活用されるよう努めてください。
- 2 工事の実施に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入れする場合は、できる限り市内業者を活用されるよう努めてください。
- 3 工事の実施にあたっては、建設業法等の関連法令や公共工事請負契約約款等の契約条項を遵守し、契約の適正な履行に努めてください。特に、工事の一部を下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約の適正化に努めてください。

(連絡先)

豊川市契約検査課

電 話 0533-89-2178

FAX 0533-89-2163

E-mail keiyaku@city.toyokawa.lg.jp